

仕 様 書

1. 賃貸借物件名及び規格・数量

受精卵観察システム 一式

株式会社アステック CCM-CHRONOS

2. 納入場所

帯広畜産大学総合研究棟 I 号館

3. 賃貸借期間

納入日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4. 納入期限

契約日以降のできるだけ早い時期

5. 保証

物品に「契約不適合」があるときには、供給者の責任において、物品又はその部品を取替えるものとする。

6. その他

- ① 搬入、据付、調整等に要する物品については、供給者が責任をもって用意することとし、納入に係る経費は全て供給者の負担とする。
- ② 納入にあたっては、本学担当者の指示に従うこと。
- ③ 本仕様書に定めるもののほか、国立大学法人北海道国立大学機構が定める役務請負契約基準に基づき納入するものとする。

入札心得書

1. 競争加入者は、入札公告（又は指名通知）及び本心得書を熟知の上、入札すること。
2. 競争加入者は、入札公告（又は指名通知）に示した日時までに、仕様書、図面、現場等を熟知しておくこと。入札後において、この心得書に上げた事項及び仕様書、図面、現場の不知又は不明を理由とする異議を申し立てることは出来ない。
3. 競争加入者は、入札の際、別に交付された一般競争（指名競争）参加資格認定通知書若しくは一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録通知書又はその写しを提示して、当該入札の参加資格のあるものであることの確認を受けなければならない。
4. 競争加入者は、代理人に入札させるときは、別紙様式1による委任状を提出しなければならない。
5. 入札書の記載について
 - ① 入札書は、別紙様式2により作成し、競争加入者の住所氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、押印すること。
但し、代理人が入札をするときは、競争加入者の氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
 - ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
6. 競争加入者は、入札書を封書に入れ密封し、その封皮の表面に「令和〇年〇月〇日〇〇〇〇〇の入札書在中」と朱書きし、且つ氏名（法人の場合は、名称又は商号）を明記して、提出すること。
7. 競争加入者は、事由の如何にかかわらず、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
8. 次の各号に該当する入札書は無効とする。
 - ① 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - ② 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名の記載のない入札書
 - ③ 入札金額の記載のない入札書
 - ④ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

- ⑤ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - ⑥ 調達に付される件名に重大な誤りのある入札書
 - ⑦ 入札書の記載が不明確な入札書
 - ⑧ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書
9. 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は、入場することができないものとする。
 10. 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができないものとする。
 11. 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
 12. 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者を落札者とする。但し、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
 13. 競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
 14. 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（落札者が遠隔地である等特別な事情があるときは、合理的と定めた期日まで）に契約書の取り交しをするものとする。
 15. 本学が発注する一般競争又は指名競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、この心得書に定めるもののほか、国立大学法人北海道国立大学機構が定めた役務請負契約基準に定めるところによるものとする。

[別紙様式1] 【社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

印

私は、_____を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和〇年〇〇月〇〇日貴機構において行われる「〇〇〇〇」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式1] 【支店長等が競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

Ⓜ

私は、下記の者を代理人と定め、令和〇年〇〇月〇〇日貴機構において行われる「〇〇〇〇」の一般競争入札に関して、下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）（住所）

（氏名）

委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式1] 【支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

委任者（競争加入者の代理人）（住所）

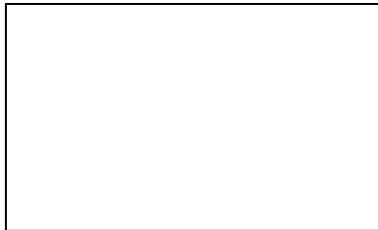
（氏名） □

私は、_____を_____（競争加入者）の復
代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和〇年〇〇月〇〇日貴機構において行われる〇〇〇〇の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



[別紙様式2] 【競争加入者本人が入札する場合】

入 札 書

件 名 ○○○○

入 札 金 額 月 額 金 円也

北海道国立大学機構契約事務取扱規程を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

⑩

[別紙様式2] 【代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 ○○○○

入 札 金 額 月 額 金 円也

北海道国立大学機構契約事務取扱規程を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

代 理 人 (氏名)

⑨

賃貸借契約書（案）

賃貸借物件の表示

件名 受精卵観察システム（(株)アステック製 CCM-CHRONOS）

賃貸借料金 月額金 円（うち消費税相当額 円）

上記の消費税等相当額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、賃貸借料金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、上記賃貸借物件（以下「物件」という。）について、上記の賃貸借料金で、次の条項により賃貸借契約を締結するものとする。

第 1 条 乙は、乙所有の物件を甲の使用に供し、甲がこれに対し賃貸借料金を乙に支払うことを目的とする。

第 2 条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は別紙仕様書のとおりとする。

第 3 条 物件の設置場所は、帯広畜産大学総合研究棟 I 号館とする。

2 物件の搬入、据付、調整にかかる費用は、乙の負担とする。

第 4 条 物件の賃貸借期間は、賃貸借物件の納入日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 5 条 物件の月額賃貸借料金は、1 か月分を取りまとめて行うものとする。

2 賃貸借期間に 1 ヶ月未満の端数が生じたときは、下記により算出した額を当該月の賃貸借料金とする。

$$\frac{\text{月額賃貸借料金} \times \text{当該月の賃貸借日数}}{\text{当該月の暦日数}} = \text{当該月の賃貸借料金（円未満切り捨て）}$$

第 6 条 代金の請求は、乙が 1 ヶ月毎に請求書を作成し、国立大学法人北海道国立大学機構 帯広畜産大学管理課へ送付するものとする。

第 7 条 代金の支払は、甲が適正な請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

第 8 条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって、物件を使用・管理しなければならない。

2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

第 9 条 乙は、自己の負担において、物件に動産総合保険を付するものとする。

第 10 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合、その損害を甲に請求することができる。

2 乙は、地震及び偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的原因によって物件に損害を被った場合、甲にその損害を請求できるものとする。

3 前 2 項の損害賠償額は、甲・乙間において協議して定めるものとする。この場合において、動産総合保険で填補される額は、損害賠償額から控除するものとする。

4 第1項及び第2項に該当しない、天災その他の不可抗力によって生じた損害及び動産総合保険により填補されない損害が生じた場合、甲・乙間において協議して損害の負担を定めるものとする。

第11条 甲、乙は、相手方が正当な理由なくして本契約条項に違反した場合は、書面をもって通知し、この契約を解除することができるものとする。

2 天災その他不可抗力により物件が使用不能となった場合は、甲・乙間において協議してこの契約を解除することができるものとする。

3 前2項の場合において、甲は、契約解除月から契約期間終了月の賃貸借料金の相当する解約金を乙に支払わなければならない。この場合において、1ヶ月未満の端数が生じた場合は、第5条第2項の条項を準用する。

4 第1項の場合において、甲・乙は、相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第12条 この契約が終了したときは、甲は乙に物件を返却するものとする。

第13条 乙は、本契約の履行により知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第14条 契約保証金は免除する。

第15条 この契約についての必要な細目は、甲が定める役務請負契約基準によるものとする。

第16条 この契約について疑義又は紛争が生じた場合は、甲・乙間において協議の上これを解決するものとする。

第17条 この契約の定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第18条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰

乙